

目 次

| 議案番号 | 件 名 | 頁 |
|-----------|---|-------------|
| 承認第 2 号 | 専決処分の承認を求めることについて (令和 7 年度御殿場市一般会計補正予算 (第 9 号) について) | 1 資料 5 |
| 承認第 3 号 | 専決処分の承認を求めることについて (御殿場市税賦課徴収条例の一部を改正する条例制定について) | 2 |
| 承認第 4 号 | 専決処分の承認を求めることについて (御殿場市都市計画税条例の一部を改正する条例制定について) | 1 1 |
| 承認第 5 号 | 専決処分の承認を求めることについて (御殿場市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について) | 1 4 |
| 承認第 6 号 | 専決処分の承認を求めることについて (令和 8 年度御殿場市一般会計補正予算 (第 1 号) について) | 1 6 資料 6 |
| 議案第 2 7 号 | 令和 8 年度御殿場市一般会計補正予算 (第 2 号) について | 資料 7 |
| 議案第 2 8 号 | 御殿場市新たな観光振興財源検討委員会設置条例制定について | 1 7 |
| 議案第 2 9 号 | 御殿場小山広域都市計画富士見原地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例制定について | 1 9 |
| 議案第 3 0 号 | 御殿場市富士見原住宅団地汚水処理施設分担金徴収条例制定について | 2 3 |
| 議案第 3 1 号 | 御殿場市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について | 2 5 |
| 議案第 3 2 号 | 字の区域の変更について | 2 6 |
| 議案第 3 3 号 | 市道路線の認定について | 2 7 |

承認第2号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和7年度御殿場市一般会計補正予算（第9号）について、別冊のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求める。

令和8年6月4日 提出

御殿場市長 勝 又 正 美

承認第 3 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により議会に報告し、承認を求める。

令和 8 年 6 月 4 日 提 出

御殿場市長 勝 又 正 美

御殿場市専第 5 号

御殿場市税賦課徴収条例の一部を改正する条例制定について

御殿場市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を次のとおり制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により専決処分する。

令和 8 年 3 月 31 日

御殿場市長 勝 又 正 美

御殿場市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

御殿場市税賦課徴収条例（昭和 30 年御殿場市条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 18 条の 3 中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第 19 条中「、第 81 条の 6 第 1 項」を削り、同条第 2 号及び第 3 号中「第 81 条の 6 第 1 項の申告書、」を削る。

第 33 条第 3 項中「以下この項及び次項並びに」を「次項及び」に改め、「。）」の次に「（同号口に掲げるものを除く。以下この項において同じ。）」を加える。

第 34 条の 7 第 2 項中「附則第 5 条の 6 第 2 項」を「附則第 5 条の 6 第 3 項又は第 4 項」に改める。

第 36 条の 2 第 1 項ただし書中「及び第 36 条の 3 の 3 第 1 項」を「並びに第 36 条の

3の3第1項及び第2項第4号」に改める。

第36条の3の2第1項第2号中「除き、」を「除く。次条第1項第2号において同じ。）」に改め、「。次条第1項において同じ」を削り、同条第5項中「次条第4項」を「次条第5項」に改める。

第36条の3の3第1項を次のように改める。

次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第203条の6第1項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者

(2) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。次号及び次項第3号において同じ。）（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。）に係る所得を有する者に限る。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者

(3) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。）の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者（当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。）であって、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。）若しくは特定親族（合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者

第36条の3の3第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第48条の9の7の3」を「第48条の9の8」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書に」を「同条第1項の規定による申告書に」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出する」を「同条第1項の規定による

申告書を提出する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 公的年金等支払者の名称
- (2) 公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨
- (3) 特定配偶者の氏名
- (4) 扶養親族又は特定親族の氏名
- (5) その他施行規則で定める事項

第63条中「が土地」の次に「又は家屋」を加え、「、家屋にあっては20万円」を削り、「150万円」を「180万円」に改める。

第80条第1項を次のように改める。

軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。

第80条第2項を削り、同条第3項中「種別割」を「軽自動車税」に、「、第1項」を「、前項」に、「その使用者に」を「当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を」に改め、同項ただし書中「これを課さない」を「この限りでない」に改め、同項を同条第2項とする。

第81条第1項を次のように改める。

軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

第81条第2項中「3輪以上の軽自動車の取得者又は」を削り、同条第3項及び第4項を削る。

第81条の3から第81条の8までを削る。

第82条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第82条の2（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第83条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第85条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第86条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第87条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第1項中「種別割」を「軽自動車税」に、「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改め、同条第2項及び第3項中「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改める。

第88条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第89条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第90条の見出し並びに同条第1項、第2項、第4項及び第5項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第91条第2項中「第80条第3項ただし書」を「第80条第2項ただし書」に、「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第7項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

附則第6条中「から令和9年度まで」を「以後」に改める。

附則第7条の3の前の見出し及び同条を削る。

附則第7条の3の2に見出しとして「(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)」を付し、同条第1項中「令和20年度」を「令和25年度」に、「居住年が平成11年から平成18年まで又は」を「同法第41条第1項に規定する居住年が」に、「令和7年」を「令和12年」に、「において、前条第1項の規定の適用を受けないときは」を「には」に、「附則第5条の4の2第5項」を「附則第5条の4第5項」に改め、同条第2項中「附則第7条の3の2第1項」を「附則第7条の3第1項」に改め、同条を附則第7条の3とする。

附則第7条の4中「又は附則第21条第1項」を「、附則第20条の3第1項又は附則第21条第1項」に、「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

附則第8条第1項中「令和9年度」を「令和12年度」に改め、同条第2項中「、附則第7条の3の2第1項」を削る。

附則第9条の2中「附則第7条の2第4項」の次に「(法附則第7条の3第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」を加える。

附則第10条の2第3項中「附則第15条第25項第1号イ」を「附則第15条第24項第1号イ」に改め、同条第4項中「附則第15条第25項第1号ロ」を「附則第15条第24項第1号ロ」に改め、同条第5項中「附則第15条第25項第1号ハ」を「附則第15条第24項第1号ハ」に改め、同条第6項中「附則第15条第25項第1号ニ」を「附則第15条第24項第1号ニ」に改め、同条第7項中「附則第15条第25項第2号」を「附則第15条第24項第2号」に改め、同条第8項中「附則第15条第25項第3号イ」を「附則第15条第24項第3号イ」に改め、同条第9項中「附則第15条第25項第3号ロ」を「附則第15条第24項第3号ロ」に改め、同条第10項中「附則第15条第25項第3号ハ」を「附則第15条第24項第4号」に改め、同条第11項から第13項までを削り、同条第14項中「附則第15条第32項」を「附則第15条第31項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第15項中「附則第15条第36項」を「附則第15条第35項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第16項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改め、同項を同条第13項とし、同条第17項を同条第14項とし、同条第18項を同条第15項とし、同条第19項を削り、同条に次の1項を加える。

16 法附則第15条の11第1項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

附則第10条の3第7項中「附則第12条第16項」を「附則第12条第17項」に改め、同条第8項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第9項第4号中「附則第12条第23項」を「附則第12条第24項」に改め、同項第6号中「附則第12条第24項」を「附則第12条第25項」に改め、同条第10項第5号及び第12項第5号中「附則第12条第31項」を「附則第12条第32項」に改め、同条第15項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第16項中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である」を「施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する」に改め、同項第3号を次のように改める。

- (3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。）のいずれに該当するかの別

附則第15条の2から第15条の6までを削る。

附則第16条の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「法第444条第3項に規定する」を「道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」に、「から第4項まで」を「及び第3項」に改め、「の種別割」を削り、同条第2項中「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」を「令和7年4月1日から令和10年3月31日まで」に改め、「の種別割」を削り、同条第3項中「法第446条第1項第3号」を「同項」に改め、「及び次項」を削り、「令和4年4月1日」を「令和7年4月1日」に、「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」を「令和8年度分」に改め、「の種別割」を削り、同条第4項を削る。

附則第17条の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「の種別割」を削り、「から第4項まで」を「又は第3項」に改め、同条第2項及び第3項中「の種別割」を削る。

附則第17条の3第3項第2号、第17条の4第3項第2号及び第18条第3項第2号中「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「及び附則第7条の3第1項」に改める。

附則第18条の2第1項中「令和8年度」を「令和11年度」に改め、同条第2項中「令

和8年度」を「令和11年度」に、「附則第34条の2第5項」を「附則第34条の2第6項」に、「附則第34条の2第10項」を「附則第34条の2第12項」に改め、同条に次の1項を加える。

4 第1項（第2項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項又は第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

附則第19条第5項第2号及び第20条第2項第2号中「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「及び附則第7条の3第1項」に改める。

附則第20条の2の次に次の1項を加える。

（特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例）

第20条の3 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第38条の2第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第33条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第18条の6の4で定めるところにより計算した金額（以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額（特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（次項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第20条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1

項及び附則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第20条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは附則第20条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

(4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第21条第2項第2号中「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「及び附則第7条の3第1項」に改める。

附則第21条の2第2項第2号及び第5項第2号並びに第21条の3第2項第2号及び第5項第2号中「、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項」を「及び第7条の3第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第36条の2第1項ただし書、第36条の3の2及び第36条の3の3の改正規定並びに附則第6条の改正規定及び附則第7条の3の2第1項の改正規定（「令和20年度」を「令和25年度」に改める部分及び「令和7年」を「令和12年」に改める部分に限る。）並びに次条第1項及び第2項の規定 令和9年1月1日

(2) 第63条の改正規定及び附則第3条第2項の規定 令和9年4月1日

(3) 第34条の7第2項の改正規定並びに附則第7条の4の改正規定（「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める部分に限る。）、附則第9条の2の改正規定及び附則第18条の2の改正規定（同条第1項及び第2項中「令和8年度」を「令和11年度」に改める部分を除く。）並びに次条第4項の規定 令和10年1月1日

(4) 附則第7条の4の改正規定（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第20条の2の次に1条を加える改正規定並びに次条第3項及び第5項の規定 金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和8年法律第 号）の施

行の日の属する年の翌々年の1月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の御殿場市税賦課徴収条例（以下「新条例」という。）第36条の3の3第1項及び第2項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する新条例第36条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出したこの条例による改正前の御殿場市税賦課徴収条例第36条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

2 前条第1号に掲げる規定による改正後の御殿場市税賦課徴収条例附則第7条の3第1項及び第2項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和8年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第12号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第7条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第16項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第16項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第17項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第17項に規定する特例既存住宅及び同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（同条第17項の規定により同条第1項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第17項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。）又は同条第6項に規定する認定住宅等（同条第18項の規定により同条第6項に規定する認定住宅等とみなされる同条第18項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第7条の規定による改正前の租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第20項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第20項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。）又は同条第10項に規定する認定住宅等（同条第21項の規定により同条第10項に規定する認定住宅等とみなされる同条第21項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合には、なお従前の例による。

3 前条第4号に掲げる規定による改正後の御殿場市税賦課徴収条例附則第7条の4の規定は、同号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び第5項において「4号施行日」と

いう。)の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、4号施行日の属する年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

4 新条例附則第18条の2第4項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が前条第3号に掲げる規定の施行の日以後に行う新条例附則第18条の2第1項の土地等の譲渡について適用する。

5 新条例附則第20条の3の規定は、4号施行日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和7年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例第63条の規定は、令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和8年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

3 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和8年法律第2号)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。)附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧法附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

2 この条例の施行の日前の3輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(御殿場市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第5条 御殿場市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例(平成26年御殿場市条例第22号)の一部を次のように改正する。

附則第6条中「の種別割」を削る。

承認第 4 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により議会に報告し、承認を求める。

令和 8 年 6 月 4 日 提 出

御殿場市長 勝 又 正 美

御殿場市専第 6 号

御殿場市都市計画税条例の一部を改正する条例制定について

御殿場市都市計画税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により専決処分する。

令和 8 年 3 月 31 日

御殿場市長 勝 又 正 美

御殿場市都市計画税条例の一部を改正する条例

御殿場市都市計画税条例（昭和 31 年御殿場市条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 3 2 項」を「附則第 15 条第 3 1 項」に改める。

附則第 3 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 3 6 項」を「附則第 15 条第 3 5 項」に改める。

附則第 4 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 3 7 項」を「附則第 15 条第 3 6 項」に改める。

附則第 15 項中「第 9 項、第 13 項から第 17 項まで、第 19 項、第 20 項、第 24 項、第 27 項、第 31 項から第 33 項まで、第 36 項、第 37 項、第 41 項若しくは第 44 項」

を「第8項、第12項から第16項まで、第18項、第19項、第23項、第26項、第30項から第32項まで、第35項、第36項、第40項若しくは第43項」に改め、同項を附則第16項とする。

附則第14項中「附則第6項及び第8項」を「附則第7項及び第9項」に、「附則第6項及び第9項」を「附則第7項及び第10項」に「附則第7項、第9項及び第10項」を「附則第8項、第10項及び第11項」に、「附則第9項から第11項まで」を「附則第10項から第12項まで」に、「附則第11項」を「附則第12項」に、「附則第12項」を「附則第13項」に改め、同項を附則第15項とする。

附則第13項中「附則第11項」を「附則第12項」に改め、同項を附則第14項とする。

附則第12項を附則第13項とし、附則第11項を附則第12項とする。

附則第10項中「附則第6項」を「附則第7項」に改め、同項を附則第11項とする。

附則第9項中「附則第6項」を「附則第7項」に改め、同項を附則第10項とする。

附則第8項中「附則第6項」を「附則第7項」に改め、同項を附則第9項とする。

附則第7項を附則第8項とし、附則第6項を附則第7項とする。

附則第5項の見出し中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に改め、同項中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である」を「地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する」に改め、同項第3号を次のように改める。

- (3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。）のいずれに該当するかの別

附則第5項を附則第6項とし、附則第4項の次に次の1項を加える。

（法附則第15条の11第1項の条例で定める割合）

- 5 法附則第15条の11第1項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 次項に定めるものを除き、この条例による改正後の御殿場市都市計画税条例の規定は、令和 8 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和 7 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 3 平成 3 0 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日までの間に地方税法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 2 号）第 1 条の規定による改正前の地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）附則第 1 5 条の 1 1 第 1 項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

承認第 5 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により議会に報告し、承認を求める。

令和 8 年 6 月 4 日 提 出

御殿場市長 勝 又 正 美

御殿場市専第 7 号

御殿場市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

御殿場市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により専決処分する。

令和 8 年 3 月 31 日

御殿場市長 勝 又 正 美

御殿場市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

御殿場市国民健康保険税条例（昭和 31 年御殿場市条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

第 23 条第 1 項第 2 号中「30 万 5,000 円」を「31 万円」に改め、同項第 3 号中「56 万円」を「57 万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の御殿場市国民健康保険税条例の規定は、令和 8 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 7 年度分までの国民健康保険税については、

なお従前の例による。

承認第6号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和8年度御殿場市一般会計補正予算（第1号）について、別冊のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求める。

令和8年6月4日 提出

御殿場市長 勝 又 正 美

議案第 28 号

御殿場市新たな観光振興財源検討委員会設置条例制定について

御殿場市新たな観光振興財源検討委員会設置条例を次のとおり制定する。

令和 8 年 6 月 4 日 提 出

御殿場市長 勝 又 正 美

御殿場市新たな観光振興財源検討委員会設置条例

(設置)

第 1 条 本市の新たな観光振興財源について検討するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、御殿場市新たな観光振興財源検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、本市の観光振興を図るための新たな財源に関する事その他市長が必要と認める事項を調査し、及び審議する。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 10 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者につき、市長が委嘱する。

- (1) 観光業に携わる者
- (2) 観光関係団体に属する者
- (3) 経済関係団体に属する者
- (4) 知識と経験を有する者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員が前条第 2 項第 1 号から第 3 号までの職を離れたときは、同時にその委員の職を失う。

(守秘義務)

第 5 条 委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は、議により公開しないことができる。

(関係人の出席)

第8条 委員会は、必要があると認めるときは、期日及び場所を定めて当事者、関係行政機関の職員その他の関係者又はこれらの者の代理人の出席を求め、必要な資料の提供又は説明を求めることができる。

(会議録)

第9条 議長は、会議録を作成して、会議の次第及び出席委員の氏名を記載しなければならない。

2 会議録には、議長及び出席委員2人以上が署名しなければならない。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、市長の定める部課において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

2 この条例の施行後最初に招集される会議は、第7条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(御殿場市特別職の職員で非常勤のものの報酬等に関する条例の一部改正)

3 御殿場市特別職の職員で非常勤のものの報酬等に関する条例(昭和31年御殿場市条例第29号)の一部を次のように改正する。

別表第2項中「図書館協議会」の次に「、新たな観光振興財源検討委員会」を加える。

議案第 29 号

御殿場小山広域都市計画富士見原地区計画の区域内における建築物等の制限
に関する条例制定について

御殿場小山広域都市計画富士見原地区計画の区域内における建築物等の制限に関する
条例を次のとおり制定する。

令和 8 年 6 月 4 日 提 出

御殿場市長 勝 又 正 美

御殿場小山広域都市計画富士見原地区計画の区域内における建築物等の制限に関
する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第
68 条の 2 第 1 項の規定に基づき、建築物等に関する制限を定め、適正な都市機能と健
全な都市環境を確保することを目的とする。

(適用区域)

第 2 条 この条例は、御殿場小山広域都市計画富士見原地区計画（令和 8 年御殿場市告示
第 149 号）の区域（以下「地区計画区域」という。）内に適用する。

(建築物の用途の制限)

第 3 条 別表に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。

(容積率の最高限度)

第 4 条 建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合（以下「容積率」という。）は、10 分
の 15 以下でなければならない。

2 前項に規定する建築物の延べ面積には、法第 52 条第 3 項及び第 6 項並びに建築基準
法施行令（昭和 25 年政令第 338 号。以下「令」という。）第 2 条第 1 項第 4 号ただ
し書（同条第 3 項が適用される場合を含む。）の規定により、建築物の容積率の算定の
基礎となる延べ面積に算入しないこととされた建築物の部分の床面積は、算入しない。

(建築物の敷地面積の最低限度)

第 5 条 建築物の敷地面積は、200 平方メートル以上でなければならない。

(建築物の壁面の位置の制限)

第6条 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面（地階に設けられている場合の当該部分及び建築物の附属部分で床面積に算入されない出窓、ベランダその他これらに類するものを除く。）は、道路境界線及び隣地境界線から1メートル以上離さなければならない。ただし、次に掲げる建築物はこの限りではない。

(1) 建築物に附属する物置その他これに類するものであって、床面積の合計が10平方メートル以下で、かつ、建築物の高さが3メートル以下のもの

(2) 建築物に附属する自動車車庫であって、建築物の高さが3メートル以下のもの
(建築物の高さの最高限度)

第7条 建築物の高さは、10メートルを超えてはならない。

(垣又は柵の構造の制限)

第8条 道路境界線又は隣地境界線に面する垣又は柵は、生け垣、フェンス、鉄柵等とし、ブロック塀その他これに類するものを設置してはならない。ただし、垣又は柵の基礎であって、高さが0.4メートル以下のものは、この限りではない。

(建築物の敷地が地区計画区域の内外にわたる場合の措置)

第9条 建築物の敷地が地区計画区域の内外にわたる場合における第3条の規定については、その敷地の過半が当該地区計画区域内に属するときは、その建築物又はその敷地の全部について適用し、その敷地の過半が当該地区計画区域の外に属するときは、その建築物又はその敷地の全部について適用しない。

2 建築物の敷地が地区計画区域の内外にわたる場合における第5条の規定については、その敷地の全部について適用し、第6条から第8条までの規定については、当該地区計画区域内に存するその建築物の部分又はその敷地の部分についてのみ適用する。

(許可による特例)

第10条 市長が公益上必要な建築物で用途上若しくは構造上やむを得ないと認めて許可したもの及びその敷地又はこの条例の目的を達成するのに支障がなく用途上若しくは構造上やむを得ないと認めて許可した建築物及びその敷地については、その許可の範囲内において第3条から第8条までの規定は、適用しない。

2 市長は、前項の規定による許可をする場合においては、あらかじめ御殿場市建築審議会の同意を得なければならない。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第12条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

(1) 第3条及び第5条の規定に違反した場合（次号に規定する場合を除く。）における当該建築物の建築主

(2) 建築物を建築した後において、当該建築物の敷地を分割したことによって第5条の規定に違反した場合における当該建築物の敷地の所有者、管理者又は占有者

(3) 第4条、第6条から第8条までの規定に違反した場合における当該建築物の設計者（設計図書を用いなくて工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、当該建築物の工事施工者）

2 前項第3号に規定する違反があった場合において、その違反が建築主の故意によるものであるときは、当該設計者又は工事施工者を罰するほか、当該建築主に対して同項の刑を科する。

3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が法人又は人の業務に関して、前2項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して第1項の刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(御殿場市建築審議会条例の一部改正)

2 御殿場市建築審議会条例（平成4年御殿場市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(9) 御殿場小山広域都市計画富士見原地区計画（令和8年御殿場市告示第149号）

の区域

別表（第3条関係）

建築物の用途の制限

| | |
|-----------------------|--|
| 地区計画区域内に建築することができる建築物 | (1) 一戸建て住宅 (2) 長屋 (3) 一戸建て住宅で次に掲げる用途を兼ねるもの（これらの用途に供する部分の床面積の合計が建築物の延べ面積の2分の1以上を居住の用に供するものに限る。） ア 事務所（汚物運搬用自動車、危険物運搬用自動車その他これらに類する自動車で国土交通大臣の指定するものための駐車施設を同一敷地内に設けて業務を運営するものを除く。） イ 日用品の販売を主たる目的とする店舗 ウ 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設 エ 理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装店、貸本屋そ |
|-----------------------|--|

その他これらに類するサービス業を営む店舗

オ 出力の合計が0.75kw以下の原動機を使用する美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房

(4) 前各号の建築物に附属するもの（令第130条の5に規定する建築物を除く。）

(5) 公園に建築する公園施設又は防災施設

議案第 30 号

御殿場市富士見原住宅団地汚水処理施設分担金徴収条例制定について

御殿場市富士見原住宅団地汚水処理施設分担金徴収条例を次のとおり制定する。

令和 8 年 6 月 4 日 提 出

御殿場市長 勝 又 正 美

御殿場市富士見原住宅団地汚水処理施設分担金徴収条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、御殿場市富士見原住宅団地汚水処理事業に要する費用の一部に充てるため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 224 条の規定に基づく分担金の徴収に関し、必要な事項を定めるものとする。

(分担金の徴収等)

第 2 条 市長は、分担金を徴収しようとするときは、その対象となる区域（以下「対象区域」という。）を定め、これを告示しなければならない。

2 分担金は、対象区域内において、既存の汚水処理施設に接続し、汚水を排除しようとする土地の所有者（以下「受益者」という。）から徴収する。

(分担金の額)

第 3 条 分担金の額は、設置する公共ます 1 個につき 20 万円とする。

(分担金の徴収方法)

第 4 条 受益者は、分担金を市長が定める期日までに一括して納付しなければならない。

(委任)

第 5 条 この条例の施行に関し、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(御殿場市富士見原住宅団地汚水処理施設条例の一部改正)

2 御殿場市富士見原住宅団地汚水処理施設条例（平成 11 年御殿場市条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

第 17 条の見出し中「負担」を「負担等」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 使用者その他の市長以外の者は、市長の承認を受けて汚水処理施設に関する工事又は汚水処理施設の維持を行うことができる。

議案第 31 号

御殿場市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について

御殿場市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 8 年 6 月 4 日 提 出

御殿場市長 勝 又 正 美

御殿場市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

御殿場市消防団員等公務災害補償条例（昭和 41 年御殿場市条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

第 18 条中「31 万 5,000 円」を「33 万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の御殿場市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）第 18 条の規定は、令和 8 年 4 月 1 日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた御殿場市消防団員等公務災害補償条例第 4 条第 7 号に規定する葬祭補償（以下「葬祭補償」という。）について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた葬祭補償については、なお従前の例による。

3 適用日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償であって、この条例による改正前の御殿場市消防団員等公務災害補償条例第 18 条の規定による金額により支給されたもの（その額が 66 万円未満であるものに限る。）の支払は、新条例第 18 条の規定に基づく葬祭補償の内払とみなす。

議案第 32 号

字の区域の変更について

次のとおり字の区域を変更したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により議会の議決を求める。

令和 8 年 6 月 4 日 提 出

御殿場市長 勝 又 正 美

富士見原三丁目に編入する区域

大坂字西川ハタ 343 の 1、343 の 2、344 の 1、344 の 3、346 の 1、346 の 2、347 の 1 から 347 の 6 まで、348 の 1 から 348 の 8 まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部

議案第 33 号

市道路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定により、次のとおり市道路線を認定したいので、議会の議決を求める。

令和 8 年 6 月 4 日 提 出

御殿場市長 勝 又 正 美

| 路線名 | 起 点 | 終 点 | 重要な 経過地 |
|--------|----------------|----------------|------------|
| 2220号線 | 御殿場市萩原297番14地先 | 御殿場市萩原297番38地先 | |